

香川県水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県水道局管理規程第2号

香川県水道局財務規程の一部を改正する規程

香川県水道局財務規程（昭和43年香川県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(企業出納員への委任) 第3条の2 略 (1) 現金（現金に代えて納付される証券を含む。<u>次条から第4条の3までにおいて同じ。</u>）、有価証券、たな卸資産及びたな卸資産以外の物品の出納及び保管を行うこと。 (2)・(3) 略</p> <p><u>(現金取扱員)</u> 第3条の3 <u>総務課及び所に現金取扱員を置くことができる。</u> <u>2 現金取扱員は、職員のうちから、管理者が命じ、上司の命を受けて、現金の収納に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>(善管注意義務) 第4条 略 <u>2 現金取扱員は、善良な管理者の注意をもって、現金を取り扱わなければならない。</u></p> <p><u>(現金取扱員の事故報告)</u> 第4条の2 <u>所の現金取扱員は、その保管に係る現金を滅失し、又は亡失した場合は、直ちに所の企業出納員にその旨を報告しなければならない。</u> <u>2 総務課の現金取扱員は、その保管に係る現金を滅失し、又は亡失した場合は、直ちに総務課の企業出納員にその旨を報告しなければならない。</u></p> <p>(企業出納員の事故報告) 第4条の3 <u>所の企業出納員は、その保管に係る現金若しくは有価証券を滅</u></p> | <p>(企業出納員への委任) 第3条の2 管理者は、次に掲げる事務を企業出納員に委任する。 (1) 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）、有価証券、たな卸資産及びたな卸資産以外の物品の出納及び保管を行うこと。 (2)・(3) 略</p> <p>(善管注意義務) 第4条 企業出納員は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。</p> <p>(企業出納員の事故報告) 第4条の2 <u>所の企業出納員は、その保管に係る現金又は有価証券を滅失し、</u></p> |

失し、若しくは亡失した場合又は前条第1項の規定による報告を受けた場合は、直ちに所長を経て、総務課の企業出納員にその旨を報告しなければならない。

2 総務課の企業出納員は、その保管に係る現金若しくは有価証券を滅失し、若しくは亡失した場合又は前条第2項若しくは前項の規定による報告を受けた場合は、直ちに水道局長を経て、管理者にその旨を報告しなければならない。

(領収書の交付)

第19条 出納取扱金融機関、企業出納員及び現金取扱員は、収入を収納したときは、直ちに納入者に対して領収書(第15号様式、第15号様式の2、第16号様式、第17号様式又は第18号様式)を交付しなければならない。

(収納金の取扱い)

第20条 現金取扱員は、現金を収納した場合は、当該現金にその内訳を示す書類を添えて、その日のうちにこれを企業出納員に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日(翌日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日若しくは土曜日又は休日でない日。以下同じ。)に引き継ぐことができる。

2 企業出納員は、収納した収入及び前項の規定により現金取扱員から引継ぎを受けた現金を現金払込書(第18号様式)によりその日のうちに出納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日に預け入れることができる。

3 略

(企業出納員の異動通知)

第100条 略

(特別の取扱い)

第101条 特別の事情によりこの規程により難いと認められるときは、管理

又は亡失した場合は、直ちに所長を経て、総務課の企業出納員にその旨を報告しなければならない。

2 総務課の企業出納員は、その保管に係る現金又は有価証券を滅失し、若しくは亡失した場合又は前項の報告を受けた場合は、直ちに水道局長を経て、管理者にその旨を報告しなければならない。

(領収書の交付)

第19条 出納取扱金融機関及び企業出納員は、収入を収納したときは、直ちに納入者に対して領収書(第15号様式、第15号様式の2、第16号様式、第17号様式又は第18号様式)を交付しなければならない。

(収納金の取扱い)

第20条 企業出納員は、収納した収入を現金払込書(第18号様式)によりその日のうちに出納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日(翌日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日若しくは土曜日又は休日でない日。以下同じ。)に預け入れることができる。

2 略

(企業出納員の異動通知)

第100条 略

者の承認を受けて特別の取扱いをすることができる。

(他の条例及び規則との関係)

第102条 この規程に定めるもののほか、水道事業の財務に関しては、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）及び香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）その他財務に関する香川県規則の例による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。